一般社団法人０村ＣＣ定款

第１章　総則

（名称）

第１条　当法人は、一般社団法人０村ＣＣと称する。

（主たる事務所）

第２条　当法人は、主たる事務所を北九州市小倉南区湯川新町二丁目１０番２８号に置く。

（目的）

第３条　当法人は、遊び心と好奇心の涵養をベースとした社会教育・生涯教育、人材・組織開発、多様な主体の交流等の取組を通じ、創造的な子どもたちの育成や、共創人材の育成、開かれた創作活動、自由な発想で課題を解決できる力を持った人材の育成、多様な価値観を受けいれる社会風土を醸成することを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　社会教育の推進を図る活動

（２）　まちづくりの推進を図る活動

（３）　子どもの健全育成を図る活動

（４）　情報化社会の発展を図る活動

（５）　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

（６）　その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

（公告の方法）

第５条　当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　会員

（種別）

第６条　当法人の会員は次の２種とする。

（１）　正会員　　当法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体

（２）　賛助会員　当法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

２　正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

（入会）

第７条　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める様式により申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第９条　会員は、代表理事が別に定める様式を提出することにより、いつでも退会することができる。

２　前項の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって退会する。

（１）　本人が死亡し、又は会員である団体が解散したとき

（２）　継続して２年以上会費を滞納したとき

（３）　総社員の同意があったとき

（４）　除名されたとき

（除名）

第１０条　会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、法第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第３章　社員総会

（構成）

第１１条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（開催）

第１２条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１３条　社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

２　社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第１４条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第１５条　社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）

第１６条　社員総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

（議事録）

第１７条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章　役員

（役員）

第１８条　当法人に、次の役員を置く。

理事　３名以上６名以内

２　理事のうち１名を代表理事とする。

（選任等）

第１９条　理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

（任期）

第２０条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

３　理事は、退任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）

第２１条　理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（代表理事）

第２２条　代表理事は、理事の互選によって定める。

２　代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

（役員の報酬等）

第２３条　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章　計算

（事業年度）

第２４条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第２５条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（剰余金の不分配）

第２６条　当法人は、剰余金の分配は行わない。

第６章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第２７条　この定款は、法第４９条第２項に定める社員総会の決議により変更することができる。

（解散）

第２８条　当法人は、法第４９条第２項に定める社員総会の決議、その他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第２９条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第７章　附則

（最初の事業年度）

第３０条　当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和６年３月３１日までとする。

（設立時の理事、代表理事）

第３１条　当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事　　堀江　将登

設立時理事　　天米　穂

設立時理事　　奥　　悠耶

設立時代表理事　堀江　将登

（設立時の社員の氏名及び住所）

第３２条　設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所　北九州市小倉南区南方四丁目１５番８号（１０１号）

設立時社員　堀江　将登

住所　北九州市小倉南区湯川新町二丁目１０番２８号

設立時社員　堀江　吏将

（法令の準拠）

第３３条　この定款に定めのない事項は、すべて法、その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人０村ＣＣを設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和５年５月２４日

設立時社員　　堀江　将登

設立時社員　　堀江　吏将